

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年3月10日

北九州市都市戦略局住まい支援室

1 当該公募の趣旨

本業務については、①「住むなら北九州 移住推進事業」をはじめとした、北九州市が行う賃貸及び持ち家に関する助成制度等を熟知し、個人又は住宅事業者等からの問合せに対して適切に対応できること、②「北九州市移住支援金事業」を熟知し、個人からの問い合わせに対して適切に対応できること、③住宅の購入及び賃貸に関する知識・経験を有していること、④営利を目的としない団体であり、本補助事業の対象となる住宅の販売又は仲介を業として行っていないこと、等の要件を満たす必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度「すまいる北九州 移住支援事業」に係る相談・受付・審査及びPR業務委託

(2) 業務内容

本事業や申請に関する相談窓口を設置し、相談に対応するとともに、申請窓口として申請書や関係書類の受付、審査を行うもの。また、本事業のホームページを管理運営し、本事業に関する情報の掲載や発信、市外へのPRを行うもの。

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

業務の遂行にあたって、次の要件を満たすこと。

- イ 「住むなら北九州 移住推進事業」をはじめとした、北九州市が行う賃貸及び持ち家に関する助成制度等を熟知し、個人又は住宅事業者等からの問合せに対して適切に対応できること。
- ロ 「北九州市移住支援金事業」を熟知し、個人からの問い合わせに対して適切に対応できること。
- ハ 住宅の購入及び賃貸に関する知識・経験を有していること。
- ニ 営利を目的としない団体であり、本補助事業の対象となる住宅の販売又は仲介を業として行っていないこと。
- ホ 市外に向けたPRのため、本事業のホームページ運営及び各種広告媒体等を用いた情報発信ができること。
- ヘ 関係法令を遵守し、相談、受付、審査及びPR等において公平公正な対応ができること。
- ト 小倉北区における街なか（小倉駅又は西小倉駅から概ね1km）の公共交通機関で来所しやすい場所に少なくとも1箇所窓口を設置し、業務時間中は申請の相談や受付等の業務に対応できる専任の人員が配置できること。
- チ 相談者及び申請者の個人情報や相談及び申請内容等の保護が可能であること。（個人情報保護方針、個人情報保護規約等に基づく体制を有し、市の電子申請サービスを活用できること）

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 北九州市都市戦略局住まい支援室
電話番号 093-582-2288
FAX番号 093-582-2503

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年3月10日から令和7年3月26日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年3月11日から令和7年3月26日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行
うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止
する場合がある。

イ 詳細は説明書による。